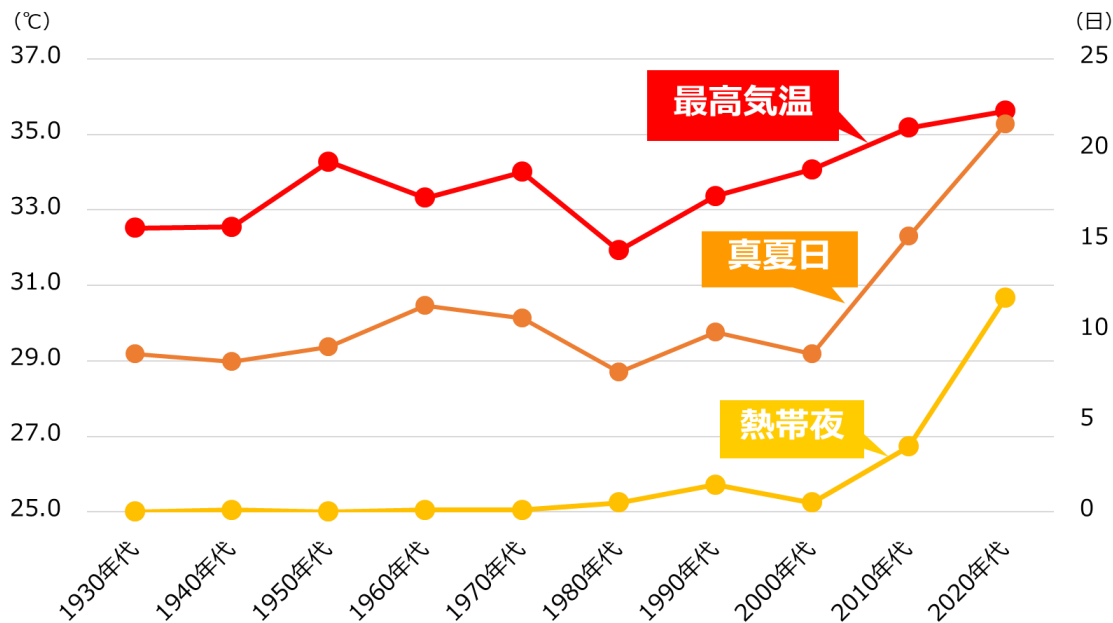


# 新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化 促進制度について

# 1 背景および目的

## (1) 気候変動の影響

- 近年の記録的な猛暑や全国各地で頻発する豪雨などから、気候変動対策は待ったなしの状況である
- 本市においても、気温の上昇や豪雨による土砂災害など、気候変動の影響が表れている



本市における夏（8月）の気温の推移

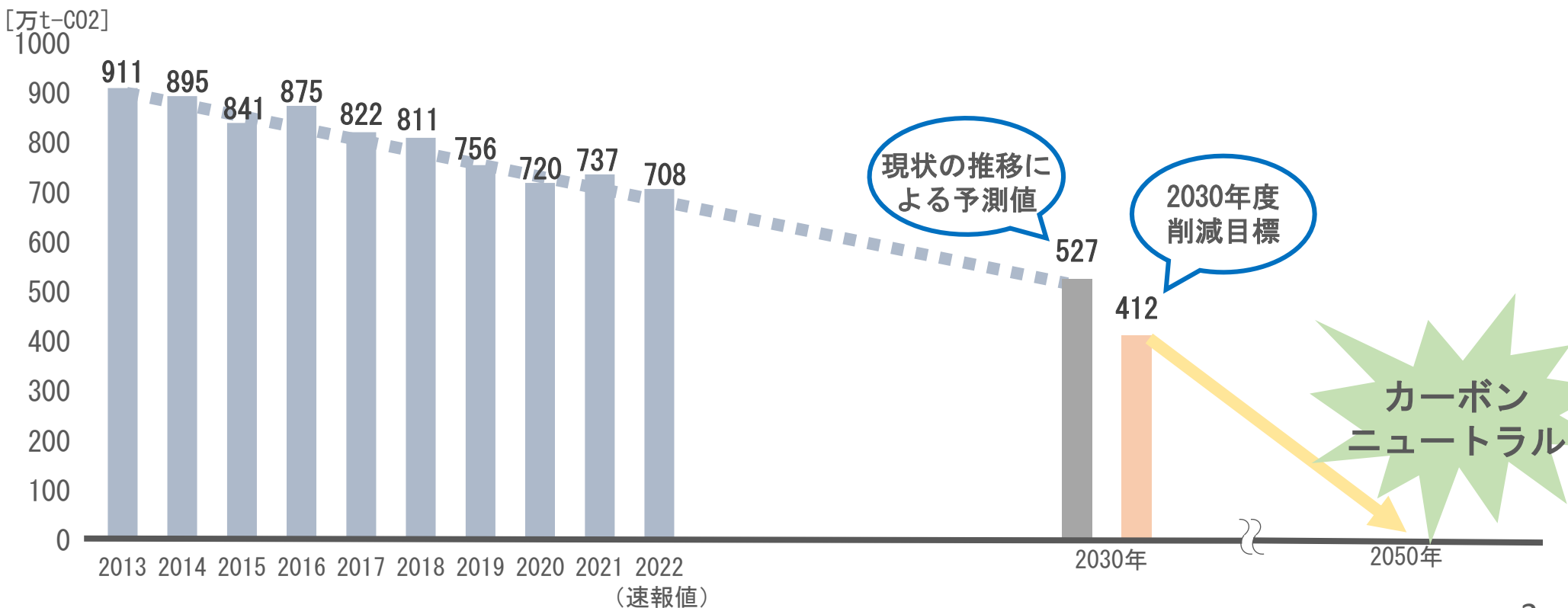


市内で発生した土砂災害（がけ崩れ）  
（令和元年東日本台風）

# 1 背景および目的

## (2) 市域の温室効果ガス排出状況

- 市域の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあるものの、2030年度温室効果ガス削減目標や、その先のカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる普及など、取り組みを加速させる必要がある

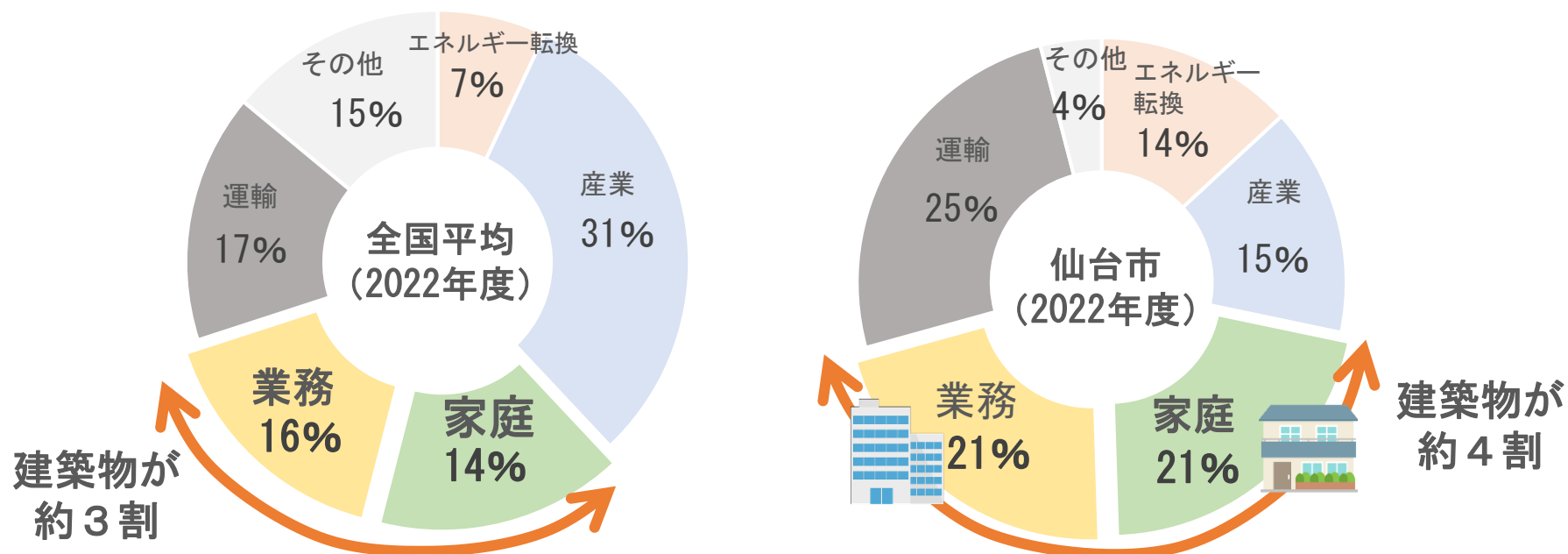


市域の温室効果ガス排出量

# 1 背景および目的

## (2) 市域の温室効果ガス排出状況

- 本市は、全国に比べて、**建築物からの温室効果ガス排出割合が大きく**、市域からの排出の約4割を占める
- 今後、新築される住宅は、2050年時点の住宅ストックにおいて、多くを占めることから、**新築の建築物への対策が重要**

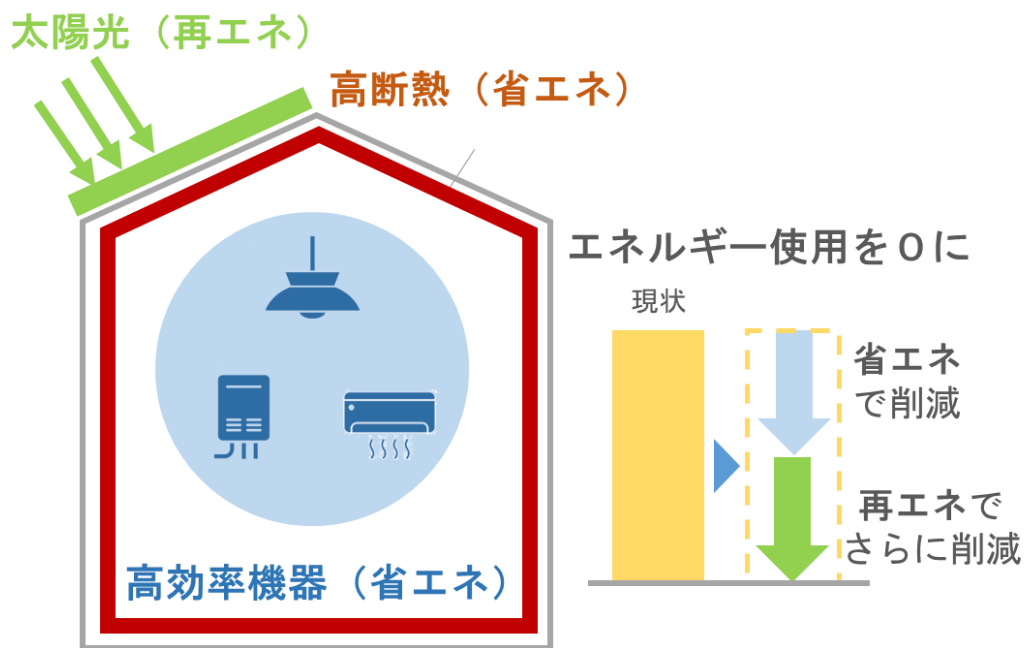


部門別の温室効果ガス排出量 (全国平均・仙台市)

# 1 背景および目的

## (3) 建築物の脱炭素化

- 建築物の脱炭素化に向けては、**太陽光発電による再エネと省エネ化の両輪**で進めていくことが重要
- とりわけ**住宅の高断熱化**は、脱炭素のみならず、健康面や快適性など様々なメリットも期待できる



建築物の脱炭素化 (イメージ)

	断熱性能低い家	断熱性能高い家
アレルギー性結膜炎	13.8%	9.3%
アレルギー性鼻炎	28.9%	21.0%
気管支喘息	6.7%	4.5%
アトピー性皮膚炎	7.0%	2.1%
高血圧性疾患	8.6%	3.6%

断熱性能と健康の関係

# 1 背景および目的

## (4) 市内の新築建築物の状況

- 市内の新築建築物のうち、中小規模の建築物が約98%を占め、その約9割が住宅であり、重点的な取り組みが必要
- 大規模建築物についても、棟数は少ないもののエネルギー使用量が大きい  
ため、削減の取り組みが必要

市内の新築建築物の状況（令和5年度）

	棟数	内訳	
中小規模建築物 (延床面積2,000㎡未満)	4,225棟 (98%)	戸建住宅	3,245棟 (77%)
		共同住宅	686棟 (16%)
		非住宅	294棟 (7%)
大規模建築物 (延床面積2,000㎡以上)	84棟 (2%)	集合住宅	36棟 (43%)
		その他ビル等	48棟 (57%)

住宅が93%

## 2 制度検討の方向性

---

- 新築建築物に太陽光発電の設置を促進するための具体的な制度を検討する
- 検討にあたっては、太陽光発電による再エネに加え、省エネの視点も盛り込む
- 特に住宅については、脱炭素のみならず、市民の健康で快適な暮らしを確保するため、高断熱化も組み合わせた独自の制度となるよう検討する

## 2 制度検討の方向性

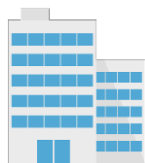


### ① 中小規模建築物向け制度

＜対象＞ 延床面積2,000㎡未満の建築物（非住宅を含む）を、  
年間で一定量以上、建築・供給する事業者

＜求める取り組みの内容＞

- ・ 太陽光発電の設置
- ・ 国の基準を上回る、省エネ・断熱性能



### ② 大規模建築物向け制度

＜対象＞ 延床面積2,000㎡以上の建築物を建築する建築主

＜求める取り組みの内容＞

- ・ 太陽光発電の設置
- ・ 国の基準を上回る、省エネ・断熱性能



### 3 審議の進め方（案）

---

以下のとおり検討部会を設置し、専門的・集中的な検討を行い、適宜、その状況を環境審議会で報告を受けながら審議を進める。

#### （1）部会名称

「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」検討部会

#### （2）位置づけ

仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則第7条に基づく部会

#### （3）構成

環境審議会の委員から、以下の方により構成

- ・ 地球温暖化対策や建築物に係る専門的な知見を有する学識経験者
- ・ 事業者団体の代表者
- ・ 市民団体の代表者

## 4 今後の予定

---

令和6年	11月27日	環境審議会（諮問）
令和7年	1月頃	第1回検討部会（制度内容①）
	2月頃	第2回検討部会（制度内容②）
	3月頃	第3回検討部会（骨子案）
	5月頃	環境審議会（検討状況を報告）
	夏頃	第4回検討部会（中間案素案）
		環境審議会（中間案）



パブリックコメントへ

<対象> 年間の供給延床面積が**一定以上の“ハウスメーカー等”**

- 東京都：年間の供給延床面積 2 万㎡以上のメーカーが対象 (50社程度)
- 川崎市： // 5 千㎡以上のメーカーが対象 (23社程度)

<太陽光発電設置の内容>

設置可能棟数 × 地域に応じた算定率により、**メーカーとして必要な導入量を設定**

イメージ

設置可能棟数	×	算定率	×	棟あたり基準量	=	再エネ設置基準量
500棟		70%		2kW/棟		700kW



- 4kWを100棟に設置 ⇒ 400kW
- 2kWを200棟に設置 ⇒ 400kW
- 設置しない住宅200棟 ⇒ 0kW

合計設置容量

800kW > 再エネ設置基準量 (700kW)

⇒ **基準適合**

<届出>

毎年度、**取組結果 (実績) を報告**

<対象>

延床面積2,000㎡以上の建物の“建築主”

<太陽光発電設置の内容>

建築面積に応じて、1棟あたりに必要な導入量を設定

イメージ

$$\begin{array}{ccc} \text{建築面積} & \times & \text{面積当たり再エネ導入量} \\ 500\text{㎡} & & 0.0075\text{kW/㎡} \end{array} = \begin{array}{c} \text{再エネ設置基準量} \\ 3.75\text{kW} \end{array}$$

延床面積	2千~5千㎡	5千~1万㎡	1万㎡~
下限容量	3kW	6kW	12kW
上限容量※	9kW	18kW	36kW

※義務量が過大な負担とならないよう設定

<届出>

建築確認の申請前に、計画書を提出

※ただし、基準に適合しない場合でも建築の制限はなし